

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（畜産振興課）	47
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	47
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	47
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	48
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	48
道立衛生研究所告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	48
道教育庁上川教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	48
道人事委員会規則	
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則……………	49

告 示	
北海道告示第346号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成22年 4 月27日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
牛ヨーネ病スクリーニング用エライザキット（ヨーネスクリーニング・プルキエ（465 検体／キット）） 調達予定数量 350キット	
2 落札を決定した日	
平成22年 3 月29日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 丸善薬品株式会社	
(2) 住 所 北広島市大曲工業団地 6 丁目 2 番地13	
4 落札金額	
1 キット当たりの単価 197,400円	

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年 2 月16日付け北海道告示第105号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道農政部食の安全推進局畜産振興課
- (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成22年 4 月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年 4 月27日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
地区名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所	
新高倉	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、客土、暗きょ排水、区画整理）	北海道石狩振興局	
武 田 同		同	
若葉南 同	（農業用排水施設、区画整理）	同	

北海道告示第348号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年 4 月27日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 深川市鷹泊1035の 1 （次の図に示す部分に限る。）、
1229から1231まで、1238から1245まで
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 虻田郡豊浦町字大和328の 1 地先・字山梨45地先・982

の1地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに深川市役所及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第349号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成22年4月27日 北海道知事 高橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内373の1・373の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 水源のかん養 3 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第350号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成22年4月27日 北海道知事 高橋 はるみ 1 保安林の所在場所 白糠郡白糠町マカヨ1の1（次の図に示す部分に限る。） 2 指定の目的 土砂の流出の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。	イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。） 道立衛生研究所告示 北海道立衛生研究所告示第16号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年4月27日 北海道立衛生研究所長 長井 忠 則 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 名 称 重油（J I S 1種1号）1リットル当たりの単価 (2) 数 量 調達予定数量 1,050,000 ℓ 2 落札を決定した日 平成22年3月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道エナジティック株式会社 (2) 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号 4 落札金額 57円30銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年2月12日付け北海道立衛生研究所告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課 (2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目 道教育庁上川教育局告示 北海道教育庁上川教育局告示第29号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
---	---

平成22年 4 月27日 北海道教育庁上川教育局長 菅 沼 肇 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 15台 2 落札を決定した日 平成22年 3 月15日 3 落札者の氏名及び住所 氏 名 株式会社コンピューター・ビジネス 住 所 旭川市緑が丘東 1 条 4 丁目 2 番14号 4 落札金額 1,197,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年 2 月16日付け北海道教育庁上川教育局告示第 6 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課 (2) 所在地 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号	る学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第 2 条において準用する場合を含む。）の規定により割り振られた勤務時間の全部についてこれらの規定に規定する時間外勤務代休時間を指定された日（以下「代休時間指定日」という。）並びに」を加え、「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第 3 号。以下「」及び「という。）」を削り、同様式備考第 6 項中「の各号」を削り、同項第 2 号中「第16条第 1 項」の次に「の規定」を加え、同項第 3 号中「第16条第 1 項」の次に「の規定」を加え、「を除く」を「以外の者をいう」に改め、同様式備考第 7 項中「おける」の次に「代休時間指定日、」を加える。 （北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正） 第 2 条 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－28）の一部を次のように改正する。 第 2 条の 4 第 1 項中「（次項に掲げる場合を除く。）」を削り、同条第 2 項を削る。 別記様式その 6 の 1 備考第 2 項中「昭和27年北海道条例第78号。」を削り、「学校職員給与条例」を「給与条例」に改め、「（昭和27年北海道条例第79号）」を削り、同様式備考第 3 項中「平成 4 年北海道条例第 3 号。」を削り、「第16条第 2 項」の次に「の規定」を加え、「平成14年北海道条例第67号。」を削り、同様式備考第 5 項中「休日等（」の次に「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間等条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条において準用する場合を含む。以下勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）又は北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第 3 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部についてこれらの規定に規定する時間外勤務代休時間を指定された日（以下「代休時間指定日」という。）並びに」を加え、「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）」を「勤務時間等条例」に改め、「（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第 2 条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）」を削り、同様式備考第 6 項中「の各号」を削り、同項第 2 号中「第16条第 2 項」の次に「の規定」を加え、同項第 3 号中「第16条第 2 項」の次に「の規定」を加え、「を除く」を「以外の者をいう」に改め、同項第 4 号中「（平成 3 年法律第110号）」を削り、同様式備考第 7 項中「おける」の次に「代休時間指定日、」を加え、「学校職員勤務時間等条例」を「勤務時間等条例」に改める。 別記様式その 6 の 2 備考第 2 項中「学校職員勤務時間等条例」を「勤務時間等条例」に改める。 （農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正）
道 人 事 委 員 会 規 則	
北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年 4 月27日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則 7－1216 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則 （北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正） 第 1 条 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－27）の一部を次のように改正する。 第13条の 2 第 1 項中「（次項に掲げる場合を除く。）」を削り、同条第 2 項を削る。 別記様式その 2 備考第 3 項中「平成 4 年北海道条例第 3 号。」を削り、「第16条第 1 項」の次に「の規定」を加え、同様式備考第 5 項中「休日等（」の次に「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第 3 号。以下「道職員勤務時間等条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第 9 条の 2 第 1 項（市町村立学校職員給与負担法に規定す	

第3条 農林漁業普及指導手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－232）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「北海道条例第3号」の次に「。以下「道職員勤務時間等条例」という。」を、「週休日」の次に「、道職員勤務時間等条例第9条の2第1項又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第9条の2第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により割り振られた勤務時間の全部についてこれらの規定に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

（給与の支給に関する規則の一部改正）

第4条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－280）の一部を次のように改正する。

第29条の6第2項第6号中「から週休日」の次に「、道職員勤務時間等条例第9条の2第1項又は学校職員勤務時間等条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則、北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則、農林漁業普及指導手当に関する規則及び給与の支給に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。
